

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式は、収入金額（収入保険料の一定割合）を課税標準とする外形標準課税となっている。 ・ 特例措置の内容 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持すること。		
関係条文	地方税法第 72 条の 12		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 保険会社の経営の安定性を確保すること。 （２）施策の必要性 保険会社の経営の安定性を確保するため、予め税額を予測できる現行課税方式の維持が必要である。 なお、保険業はもともと収入金額による外形標準課税となっており（生命保険業については昭和 29 年から、損害保険業については昭和 30 年から導入）、事業活動の規模に応じた納税を行うことで、地方自治体の税収の安定化に寄与している。 このため、保険会社に係る法人事業税については、現行の課税方式を維持することが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 16 年度税制改正からの継続要望である。